

下京区役所

〒 600-8588 下京区西洞院通塩小路上る 371-7101



◆児童扶養手当・特別児童扶養手当について

○児童扶養手当

離婚等により父または母と生計を同じくして いない児童が育成される家庭(ひとり親家庭等) に支給される手当です。

対象児童年齢 18歳に到達以後最初の3月31日 まで(特別児童扶養手当の対象となる程度の 障害の状態にある場合は20歳未満)

手当額(月額) 前年(1月~7月分は前々年)の 所得額(※) に応じて支給額を決定

(※)手当の受給者が児童の母(父)の場合、児童の 父(母)から母(父)または児童が受け取った 前年の養育費の8割相当額を含む

| | 全部支給 | 一部支給 |
|--------|---------|-----------------|
| 対象児童1人 | 42,000円 | 9,910円~41,990円 |
| 対象児童2人 | 47,000円 | 14,910円~46,990円 |

※3人目以降は1人増えるごとに3,000円が加算 されます。

○特別児童扶養手当

中程度以上の知的・精神・身体障害のある児

童を家庭で養育している父母、または父母に代 わってその児童を育てている方に支給される手 当です。

対象児童年齢 20歳未満

手当額(月額) 障害の程度に応じて対象児童 1人につき、1級は51,100円、

2級は34,030円

いずれの手当も請求された月の翌月分から支 給。所得制限等支給要件あり。詳しくはお問い 合わせください。

⑩ 児童扶養手当:支援課支援第一係 **(2371-7218)**

> 特別児童扶養手当:支援課支援第二係 **(2371-7217)**

◆〈国民健康保険、後期高齢者医療制度からのお知らせ〉 保険料の納付には、便利な口座振替をご利用ください

口座振替をご利用いただくと、毎月保険料を 納めに行く手間が省け、とても便利です。 申込みに必要なもの

国保記号番号(後期高齢者医療制度の場合は被 保険者番号と徴収番号)が分かるもの(納入通 知書、領収書等)、預(貯)金通帳、口座の届出印

お取引のある金融機関、ゆうちょ銀行または 保険年金課の窓口

※本人名義以外の口座からの引落としも可 ※口座振替による引落としは普通徴収の保険料

特別徴収(年金からの引落し) による納付の方 で、口座振替への変更をご希望の場合は、保険 年金課へ口座振替の申込みと併せて納付方法の 変更をお申し出ください。

国保の口座振替の申込みが、区役所の窓口で ハンコがなくてもできる場合があります

対象金融機関のキャッシュカードがあれば、 ハンコ (口座の届出印) がなくても、簡単に口

座振替の申込手続ができるサービス(ペイジー 口座振替受付サービス)を実施しています。

ぜひご利用ください。

※後期高齢者医療制度は対象外

対象金融機関

京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、 ゆうちょ銀行、滋賀銀行、三菱東京UFJ銀行、 三井住友銀行、みずほ銀行

申込みに必要なもの

キャッシュカード(受付時に暗証番号を入力)、 国保記号番号が分かるもの(保険証、納入通知書、 領収書等)

申込場所 保険年金課

ことになっています。

⑬ 保険年金課資格担当(☎371-7252)

◆〈国民年金からのお知らせ〉

こんなときには届出を 日本にお住まいの20歳以上60歳未満の方は、 国民年金の第1号被保険者として加入していた だく(第2号または第3号被保険者の方は除く)

老齢基礎年金を受給するためには、保険料納 付済期間や免除期間等をあわせて25年以上必要 です。また、加入の届出をしなかったり、保険 料を未納のままにしておいたりすると、万一の ときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受給でき なくなる場合があります。

加入の届出がまだの方は、至急届出をしてく ださい。

- <国民年金第1号被保険者に該当するとき>
- ○20歳になったとき
- ○会社などを退職し、厚生年金保険の資格を 喪失したとき
- ○第3号被保険者が厚生年金保険の加入者の 扶養からはずれたとき
- 保険年金課保険給付・年金担当 (2371-7254)



場所 いずれも 区役所 1 階相談室

◆弁護士による法律相談

日時 毎週水曜日(祝日を除く) 午後1時15分~3時45分 先着7名(正午より区役所1階で整理券配布) 相談時間 1人20分程度

地域力推進室まちづくり推進担当(☎371-7170)

◆行政書士による困りごと相談 日時 3月10日(木) 午後2時~4時

京都府行政書士会第5支部(☎351-1200) 地域力推進室総務・防災担当(☎371-7163)

◆司法書士による登記・法律相談

3月4日(金) 午後1時15分~3時45分 先着8名(予約可、予約は京都司法書士会まで) 京都司法書士会(☎255-2566)

地域力推進室総務・防災担当(☎371-7163) ◆行政相談委員による行政相談

日時 2月22日(月) 午後1時30分~3時

総務省京都行政評価事務所(☎802-1140) 地域力推進室まちづくり推進担当(☎371-7170)

イベント・講座

梅小路公園

〒 600-8835 下京区観喜寺町 56-3 ☎ 352-2500

- ※〈費用は④と⑤以外は無料、④と⑤は200円、 申込みはいずれも不要〉
- ◆①ウォーキング教室

~ウォーキングバリエーション~ 日時 2月23日(火)、3月8日(火)

午前9時30分~(受付:午前9時~) 集合場所 梅小路公園 野外ステージ

◆②プレイパーク~みんなで一緒に遊ぼう~

日時 2月27日(土)、3月12日(土) 午前10時~午後3時

場所 梅小路公園 すざくゆめ広場、芝生広場 ◆③樹木と対話する教室~春を彩る花木~ 日時 3月4日(金)午後1時30分~3時30分 集合場所 梅小路公園 緑の館1階イベント室 ◆④庭園ガイドツアー~朱雀の庭といのちの森~ 日時 3月12日(土)午後1時30分~2時30分 集合場所 梅小路公園 緑の館2階庭園入口 ◆⑤自然観察会~いのちの森の植物観察~ 日時 3月19日(土)午後1時30分~3時

集合場所 梅小路公園 緑の館1階イベント室 ◆⑥花と緑の相談

草花や樹木の育て方などの疑問に専門家がお 答えします。

毎週水曜日・土曜日

午前10時~正午、午後1時~4時

場所 梅小路公園 緑の館2階 花と緑の相談所ブース

下京図書館

〒 600-8449 下京区新町通松原下る ☎351-8196

- ◆テーマ別図書の展示と貸出し
- 2月 「京都」
- 3月 「春」
- ◆特別展示(エレベーター前ホール)
- 2月 京都ミュージアムロード展
- 3月 中学生がおすすめの本

移動図書館「こじか号」巡回 ☎801-4196

日時 3月7日(月)午前10時~10時40分 場所 西大路小学校

下京老人福祉センター

〒 600-8166 下京区花屋町通室町西入 ☎ 341-1730

◆介護予防講座『脳いきいき健康クラブ』の ご案内~脳トレとモビバン体操~

認知症予防のため、脳トレとモビバン体操(ゴ ムの輪を手足にはめて伸ばす簡単トレーニン グ)をします。

日時 3月11日(金)午後1時30分~3時

場所 センター集会室

対象 市内在住60歳以上の方

定員 30名 費用 無料

持ち物 上靴・タオル・水分補給用の水など ※動きやすい服装でお越しください

申込み 事前申込み不要 ※当日午後1時から先着順で受付

こんなときは!

高齢者が孤立? 詐欺かも? 最近見かけない! 様子がおかしいかな?

迷わず、お近くの民生児童委員、老人福祉員、高齢サポート (地域包括支援センター)や区役所に、ご相談ください。

絆・魅力・伝統を未来に つなぐまち 下京

ト京区役所ホームペーシ nttp://www.city.kyoto.ig.jp/snimogyo/

市政情報総合案内コールセンター

午前8時~午後9時

京都いつでもコ-

市への問い合わせに年中無休でお答えします。

☆ 661-3755 FAX 661-5855 **おかけ間違いにご注意ください。

電子メール パソコン http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000012821.html http://www.city.kyoto.lg.jp/mobile/main/page/0000180068.html